

## 石綿（アスベスト）含有分析／事前調査

石綿（アスベスト）とは、自然界に存在するけい酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質のことで、粉塵が肺がん等の健康障害を引き起こす恐れがあることから、2006年9月1日より、石綿もしくは石綿含有建材（重量の0.1%を超えた石綿を含有するもの）の製造・使用等が禁止となりました。しかし、それ以前に着工した建築物等に使用されている可能性が高く、解体・改修工事で飛散した石綿による健康被害が考えられることから、適切な調査・対策が必要となっています。

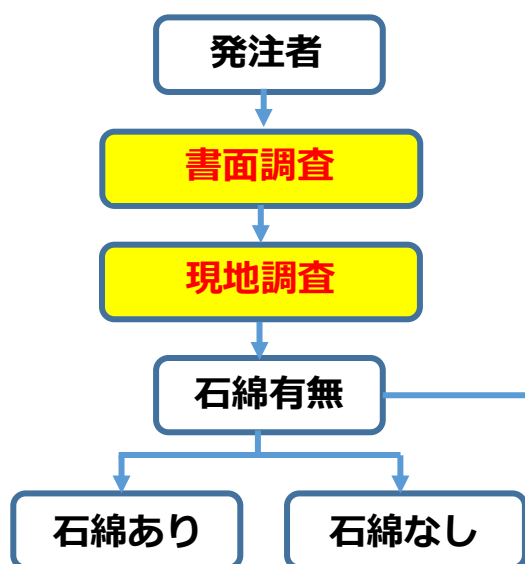
当機構では、石綿障害予防規則で定められている「事前調査」に必要な建材の石綿含有分析を実施しています。



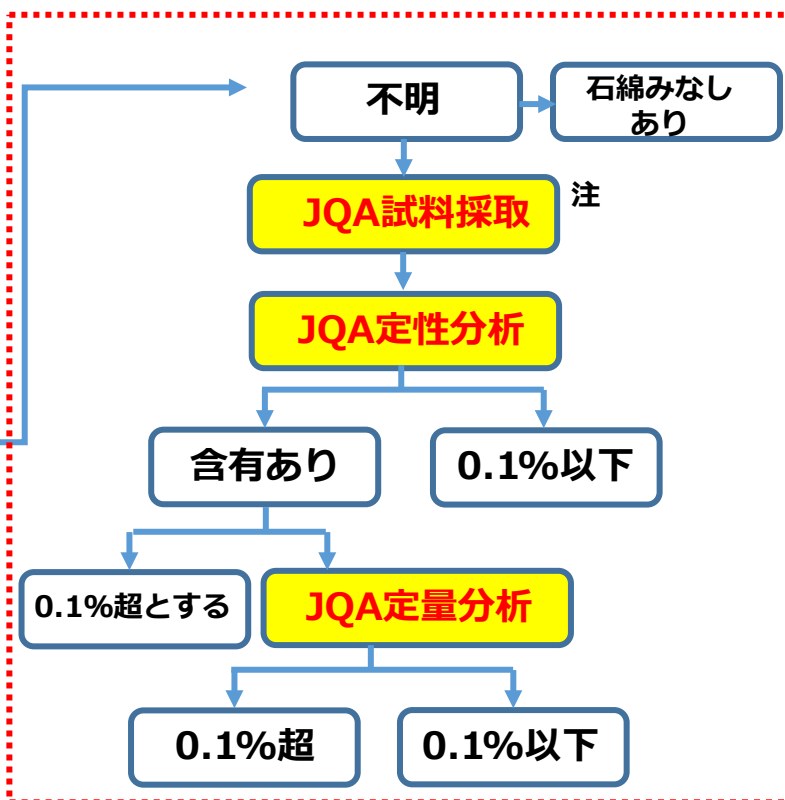
※アスベスト含有スレート波板の解体中

※クロシドライト（青石綿）のアスベスト取り出し状況

### ～調査ご依頼の流れ～



一般建築物石綿含有建材調査者 在籍



注

注：試料採取につきましては別途打合せが必要となります

お問い合わせ先 <https://www.jqa.jp>

一般財団法人 日本品質保証機構